

簡易な収入(所得)額の申立書 (非課税世帯相当の場合のみ使用)

◆ 「物価高騰対策給付金申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

I 非課税証明を添付できない理由を☑してください。

- (世帯全員・世帯員について)
前年(令和5年1月から12月まで)の収入がなかったため、個人住民税の申告していない。【→Ⅲ欄へ】
- (世帯全員・世帯員について)
前年(令和5年1月から12月まで)の収入が非課税相当に少額であったため、個人住民税の申告していない。
【→Ⅱ表記入】
- (世帯全員・世帯員について)
前年(令和5年1月から12月まで)の収入が課税対象とならない収入(遺族年金、障害年金等)のみのため、個人住民税の申告していない。【→Ⅲ欄へ】
- 生活保護受給中のため。【→Ⅲ欄へ】
- その他 ()
【→収入があり非課税相当であるか不明な場合は、Ⅱ表を利用してご確認ください。】

II 下記の表にて、非課税相当収入(所得)かご確認ください。

申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。(記載方法は裏面参照)

【共通項目】				【収入で申立てる場合】			【所得で申立てる場合】					
(フリガナ) 氏名	左欄の 者が扶養する 者の数	令和6年度 個人住民税 課税状況	障害者控除等 の適用	(R5.1~R5.12) 年間収入額	年間収入額 【左の合計】	非課税相当 収入限度額	【控除額】			年間所得額	非課税所得 限度額	
							給与所得 控除額	事業収入 等の経費	公的年金 等控除			⑦
1	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	給与収入 円 事業収入 又は不動産 収入 円 年金収入 円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	給与収入 円 事業収入 又は不動産 収入 円 年金収入 円	円	円	円	円	円	円	円	円
3	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	給与収入 円 事業収入 又は不動産 収入 円 年金収入 円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	給与収入 円 事業収入 又は不動産 収入 円 年金収入 円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	給与収入 円 事業収入 又は不動産 収入 円 年金収入 円	円	円	円	円	円	円	円	円

(収入のみで申立てる場合、右欄は記載不要)

※世帯員数が上記表では足りない場合は、こちらの申立書をコピーして使用してください。

III 下記の状況にある場合は、誓約(チェック(☑))してください。

私の世帯には、個人住民税課税となる収入がある者はいません。

IV 下記のとおり誓約し申請してください。

私の世帯は、上記の記載内容に相違ありません。

申請者(世帯主)署名 _____

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「個人住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「年間収入額」欄には、令和5年1月～令和5年12月の間の収入金額を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※可能であれば給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※可能であれば帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※可能であれば年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑤ 「年間収入額」欄には、左欄の合計金額記入してください。
- ⑥ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	148.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	190.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	235.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	281.5万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

⇒ 「年間収入額⑤」が「非課税相当収入限度額⑥」より少額であれば、誓約事項③「課税となる収入がない」にチェック可能。

～ 所得により申請する場合は、ひきつづき記入してください ～

- ⑦ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① 給与収入が162.5万円以下 → 55万円
- ② 給与収入が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ 給与収入が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ 給与収入が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

- ⑧ 「事業収入等の経費」欄

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費をご記入ください。
- ② 可能であれば帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

- ⑨ 「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

- ⑩ 「年間所得額」欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑩年間所得額} = \text{⑤年間収入額} - (\text{⑦給与所得控除額} + \text{⑧事業収入等の経費} + \text{⑨公的年金等控除})$$

- ⑪ 「非課税所得限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	42.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	125.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	157.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	189.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

⇒ 「年間所得額⑩」が「非課税所得限度額⑪」より少額であれば、誓約事項③「課税となる収入がない」にチェック可能。